

台風14号

被災された方々へ 心よりお見舞い申し上げます



台風被害を現地調査する藤井とし子広島市議(右)ら
=7日、広島市安佐南区

6日夜から7日未明にかけて広島を襲った台風14号は、各地にため跡を残しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。被災者に対する広島市の支援策を裏面に掲載しましたのでご活用ください。

日本共産党は7日、被災地にかけて被災された方々の要望をきいてまわりました。藤井とし子広島市議と大植和子党県常任員は、床上浸水した安佐南区内の地域をまわり、住民からは「道路側面が空洞になった場所もある。上に乗ると危ないのですぐ直してほしい」「倉庫に砂が流れ込んで、このままでは片付けが進まない」との切実な声が寄せられました。旧湯来町では牧野一見元湯来町議が地域をまわって、家の前の道路が陥没して困っている人たちの要望などを聞きました。

**市支援策
裏面掲載**

お気軽にご相談ください

日本共産党広島市西地区委員会
(西・佐伯・安佐南・安佐北区)
082-291-0777

日本共産党広島市東地区委員会
(東・中・南・安芸)
082-249-7151

日本共産党広島市議員団
082-244-0844

皆川けいし議員事務所(中区)
082-221-0708

村上あつ子議員事務所(東区)
082-261-5116

中原ひろみ議員事務所(南区)
082-890-2266

中森辰一議員事務所(西区)
082-293-3563

藤井とし子議員事務所(安佐南区)
082-877-6827

台風14号による被害状況 (広島市災害対策本部発表 9月8日15時現在判明分)

区分	合計	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区 (旧湯来町)
住宅(一部破損)	1棟						1棟		
住家(床上浸水)	3棟				1棟		1棟	1棟	
住家(床下浸水)	22棟	1棟	2棟			2棟	15棟		2棟(1)
非住家	5件	2件	1件			1件	1件		
公共建物	1件				1件				
道路・橋梁	51件		3件	3件	2件	10件	6件	1件	26件(15)
河川	3件				1件	1件			1件(0)
公共その他	3件		1件	1件				1件	
田畑	3件						1件		2件(0)
がけ崩れ	7件		1件	1件		1件	3件		1件(1)
その他	44件	5件	5件			9件	11件	5件	9件(5)
合計	143件	8件	13件	5件	5件	24件	39件	8件	41件(22)

り災証明書

台風14号の被災者が市の支援制度(裏面)の申請や保険請求をする場合、「り災証明書」が必要となります(交付手数料 350円)。区役所で交付します。(土日・祝日は受付なし)。

●申請に必要なもの

家屋・家財などの被害状況を示す写真や第三者(隣家)の証言メモ。負傷した場合などは目撃者の証言など。市が被災地域と認識している地域は写真不要。状況に応じて市職員が現地確認します。

●交付窓口 各区役所の区政振興課

中区 504-2544 / 東区 568-7704 / 南区 250-8934
西区 532-0926 / 安佐南区 831-4927
安佐北区 819-3904 / 安芸区 821-4904
佐伯区 943-9704

一般家庭の被災ごみ(家屋ごみ、家具等)に限って収集します。(燃えるごみ、燃えないごみに分別)。

被災ごみ収集

●収集方法

大型ごみや多量の場合は、所管する各環境事業所または業務第一課に住所・氏名・連絡先・ごみの内容(品名・量)を連絡してください。被災ごみは袋などにまとめて、環境事業所が指定する場所に出してください。特に瓦やブロックなどについては、必ず土のう袋などに入れてください。土のう袋が必要な方は、環境事業所に連絡してください。

●連絡先

市役所内業務第一課 504-2220
中環境事業所(中区・東区) 241-0779 / 南環境事業所 286-9790
西環境事業所 277-6404 / 安佐南環境事業所 848-3320
安佐北環境事業所 814-7884 / 安芸環境事業所 884-0322
佐伯環境事業所 922-9211

(9月9日現在確定している支援策)

台風14号の被災者に対する広島市の支援

ご不明な点は社会企画課まで
電話 504-2137

担当局	申請時に り災証明書	支援策の名称	といあわせ先(電話番号)		
財政局	必要	市税(市民税、固定資産税)の減免・徴収猶予等	税務部税制係	504-2088	
社会局		災害弔慰金、災害見舞金 ※1	社会企画課政策調整係	504-2137	
	必要	生活福祉資金貸付制度	児童福祉課児童係	504-2723	
	必要	母子・寡婦福祉資金の貸付制度	高齢福祉課福祉係	504-2145	
	必要	養護老人ホーム入所負担金の減免			
	必要	高齢者住宅整備資金償還金の支払猶予			
	必要	高齢者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	介護保険課管理係	504-2173	
	必要	介護保険料の減免			
	必要	介護保険利用者負担額の減免	介護保険課認定・給付係	504-2363	
	必要	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	障害福祉課更生係	504-2147	
	必要	支援費利用者負担額の減免			
	必要	重度身体障害者入浴サービス利用負担金の減免			
	必要	補装具等給付に係る自己負担額の減免			
	必要	障害者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更			
	必要	障害者住宅整備資金償還金の支払猶予			
	必要	広島市中心身障害者扶養共済制度の掛金の減免			
	必要	精神障害者ホームヘルプサービス利用者等負担額の減免	精神保健福祉室	504-2228	
			健康相談	精神保健福祉センター相談課	245-7731
			保育料の減免	児童福祉課保育育成係	504-2154
	必要	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	児童福祉課児童係	504-2723	
	必要	児童福祉施設(保育所を除く)入所者負担金の減免	児童福祉課児童係	504-2161	
	必要	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	保険年金課保険係	504-2157	
	必要	国民健康保険料の減免			
	必要	老人保健医療費(75歳以上等)の一部負担金の減免	保険年金課福祉医療係	504-2158	
	老人医療費補助(65~69歳)の支給要件の緩和				
必要	老人医療費補助(65~69歳)の一部負担金の減免				
必要	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和				
必要	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	保険年金課管理係	504-2159		
必要	国民年金保険料の免除				
必要	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外				
環境局	必要	被災ごみの処理方法	業務第一課庶務係	504-2219	
	必要	固形状一般廃棄物処理手数料の減免	施設課	504-2209	
		液状一般廃棄物(し尿)処理手数料の減免	業務第二課指導係	504-2222	
都市計画局	必要	建築確認申請手数料等の減免	建築指導課第二指導係	504-2288	
	必要	宅地等防災工事資金融資	宅地開発指導課指導調整係	504-2285	
	必要	宅地造成許可申請手数料の減免			
	必要	災害復興住宅融資	(住宅金融公庫)	221-8716	
	必要	市営住宅の提供	住宅計画課管理係	504-2293	
下水道局	必要	下水道使用料の減免	管理課使用料係	241-8258	
	必要	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	計画調整課調整係	504-2406	
		水洗便所設備資金貸付金等の償還猶予	管理課普及促進係	241-8257	
水道局	必要	水道料金の減免	営業課庶務係	511-6832	
市立大学	必要	授業料、入学料の減免・徴収猶予	事務局就職学生係	830-1504	
消防局	必要	ビニールシートの貸与 ※2	危機管理部防災係	546-3446	
教育委員会		就学援助費学用品費等の再支給	学事課学事係	504-2469	
	必要	市立幼稚園・高等学校授業料減免			

※1 当局が被災地域を認定して支給決定するので被災者が申請するものではありません。

広島市・・・1か月以上治療:10万円/住家の全壊:30万円/住家の半壊:10万円/床上浸水:5万円

広島県・・・住家の全壊:30万円/住家の半壊:10万円

このほか、日本赤十字社に災害見舞金(2週間以上入院:1万円)、災害救援物資の支給(被害状況に応じて毛布、日用品、学用品など)の制度があります。くわしくは各区役所(市役所代表 245-2111)にご相談ください。

※2 自ら応急措置できる人でビニールシートの入手が困難な場合、降雨対策に必要な数量のビニールシート(3.6×5.4m)を貸与します。

申請窓口:中消防署 546-3503/東消防署 263-8401/南消防署 261-5181/西消防署 232-0381/安佐南消防 877-4101

安佐北消防 814-4795/安芸区役所 822-3131/佐伯消防署 921-2235